

Q6-5 事業年度および納税・申告時期について教えてください。

法人税の確定申告は、会計年度終了後 5 ヶ月目に行わなくてはなりません。たとえば、12 月末決算の会社の場合、申告期間は、翌年の 5 月 1 日から 5 月 31 日の間となります。確定申告の際は、申告前に計算された納付すべき税額を自主的に納付しなくてはなりません(所得税法第 71 条)。

台湾の会計年度は 1 月から 12 月が原則となっていますが、届出を行うことでその他の期間を会計年度とすることができます。なお、期限内に確定申告が行われない場合は、管轄税務当局から延滞通知書が発行され、受け取ってから 15 日以内の申告が要請されますが、その期限内にも申告がなされない場合は、税務当局は、調査の結果や同業利益率に基づいて税額を決定できます(同法第 79 条第 1 項)。